

Weekly Accounting Review

2010年7月14日 (No.064)

株式会社エスネットワークス

会計・監査・税務に関する最新情報をお送りします。

【今週号のトピック】

- 会計／「公正価値測定及びその開示に関する会計基準（案）」及び「公正価値測定及びその開示に関する会計基準の適用指針（案）」の公表について

【先週の特別損益等 I R】

- 株式会社イオン：子会社株式売却益の計上
- 株式会社ワイズテーブルコーポレーション：子会社株式売却益の計上

【先週の会計監査人交代等 I R】

※先週は会計監査人交代等 I Rは御座いませんでした。

1. 「公正価値測定及びその開示に関する会計基準（案）」及び「公正価値測定及びその開示に関する会計基準の適用指針（案）」の公表について（7月9日）

企業会計基準委員会は「公正価値測定及びその開示に関する会計基準（案）」及び「公正価値測定及びその開示に関する会計基準の適用指針（案）」を公表しました。

https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/exposure_draft/kouseikachi/;jsessionid=BB9203620CC47308471A5ED2C74B5E77

当該本会計基準及び適用指針の公開草案は、公正価値の考え方及び公正価値に関する注記の開示の内容を定めるものであります。これにより、他の会計基準等で「時価」という文言が用いられている場合、「公正価値」と読み替え、本会計基準と適用指針が適用されることとなります。

本会計基準及び適用指針により影響のある他の会計基準等で主なものは以下の通りです。

- ・ 金融商品に関する会計基準（金融商品に関する会計処理、開示）
- ・ 固定資産の減損に関する会計基準（正味売却価額の算定）
- ・ 企業結合に関する会計基準（時価を基礎として取得原価の配分する際の時価の算定）
- ・ 退職給付に関する会計基準（年金資産の時価の算定）
- ・ 賃貸不動産の時価等の開示に関する会計基準（賃貸不動産の開示）

本会計基準及び適用指針の内容は以下の通りとなっております。

【公正価値の定義】

公正価値の測定日において、市場参加者間で秩序ある取引が行われた場合に、資産の売却によって受け取るであろう価格又は負債の移転のために支払うであろう価格をいう

【公正価値の算定方法】

公正価値の算定においては、状況に応じた十分なデータが入手できる適切な評価技法を併用又は選択し

て用いる。評価技法に用いられる数値は、次のレベル1からレベル3までの順に優先順位付けを行う。

<レベル1>

測定日において企業が入手できる活発な市場における同一の資産又は負債に関する公表価格

<レベル2>

資産又は負債について、直接又は間接的に観察可能な入力数値のうち、レベル1に含まれる公表価格以外の数値をいう

<レベル3>

資産又は負債について、観察不能な入力数値をいう

観察可能な入力数値であるレベル1又はレベル2の数値が入手できない場合のみ用いることが可能

資産又は負債の取引の数量及び頻度が著しく低下していると判断された場合の取引価格は、そのまま公正価値として用いることができない場合があり、重要な調整が必要となることがある。また、取引が秩序ある取引ではないと判断された場合は、当該取引価格を通常考慮してはならない。

なお、公正価値の算定方法において以下のことが定められている

- ・ 資産を売却、負債を移転する際に発生するであろう取引費用は公正価値に含めない
- ・ 大量の金融資産を保有している場合に、その金融資産を一度に売却する際に生じるであろう価格の低下について調整を行ってはならない
- ・ 支配プレミアム、少数株主ディスカウント、非流動性ディスカウントなどの市場参加者が資産又は負債を測定する際に考慮するであろうプレミアムやディスカウントについては反映を行う

【公正価値に関する注記事項】

以下の事項について、注記を行う（連結財務諸表にのみ注記が必要）

<公正価値を毎期継続して貸借対照表価額としている資産及び負債>

(1) 公正価値の算定方法等に係る事項

- ・ 公正価値を算定するにあたって用いられた評価技法、入力数値及び入力数値を設定するために用いた情報
- ・ 評価技法に変更がある場合、その内容及びそれが測定日の公正価値に及ぼす影響額

(2) 公正価値のレベルの内訳

- ・ レベル別の公正価値の測定額
- ・ 各レベル間の振替をいつ認識するのかについての方針
- ・ 各レベル間の重要な振替額及びその理由

(3) レベル3の公正価値に係る事項

- ・ レベル3の公正価値の期首残高から期末残高への調整表（当期純利益、その他の包括利益、購入・売却・発行及び決済額、レベル3への振替額及びレベル3からの振替額）
- ・ 当期純利益に計上された金額のうち、損益計算書及び包括利益計算書のどこに表示されているかの説明
- ・ 当期純利益に計上された金額のうち、期末日において保有している資産及び負債に関連するものについて、損益計算書及び包括利益計算書のどこに表示されているかの説明

・レベル3への振替及びレベル3からの振替の理由、レベル3への重要な振替がある場合、その金額及び説明

・レベル3の公正価値について、仮に1つの入力数値を合理的に代替可能な入力数値に変更した場合に公正価値が著しく変動するときには、その事実、その変更が及ぼす影響額及びその計算方法

【適用時期】

2012年4月1日以後開始する事業年度から適用を行う（2012年3月31日以前に開始する事業年度から適用可能）

なお、適用にあたり過去の期間の財務諸表に対する遡及処理は行わず、会計方針の変更による影響額は期首の利益剰余金に加減する

ショート・コメント

当該公開草案の意見募集は9月10日までとなっております。

2. 先週の特別損益等IR（7月5日～7月9日）

（1）株式会社イオン（証券コード8267、東証一部）：子会社株式譲渡益の計上【7月7日】

株式会社イオンは子会社であるタルボット社(The Talbots, inc.)とBPW社(BPW Acquisition Corp.)の合併契約が4月7日に成立したことにより、保有するタルボット社の全株式(持分比率54%)をタルボット社に譲渡し、子会社株式譲渡益18,135百万円を特別利益に計上することとしました。

なお、株価は発表日直前終値933円から発表日翌日終値946円と13円上昇しております。

（2）株式会社ワイズテーブルコーポレーション（証券コード2798、マザーズ）：子会社株式売却益の計上【7月7日】

株式会社ワイズテーブルコーポレーションは子会社である株式会社SALVATORE CUOMO JAPANの株式の一部のみずほキャピタル第3号投資事業有限責任組合及びプレジアン第1号投資事業有限責任組合へ譲渡することとしました。譲渡価格は180百万円、譲渡対象となるのは発行済株式総数の10%であり、株式会社ワイズテーブルコーポレーションの持分比率は譲渡前79%から譲渡後69%となります。この結果子会社株式売却益を133百万円特別利益に計上することとなります。なお、株式会社SALVATORE CUOMO JAPANの直近(2010年2月期)の純資産は416百万円、その10%(譲渡対象持分)は約42百万円であり、譲渡価額180百万円との差異が138百万円であり、子会社株式売却益の133百万円との差異がほぼないことから、株式会社SALVATORE CUOMO JAPANの連結上の持分調整はないと考えられます。

なお、株価は発表日直前終値92,700円から発表日翌日終値95,900円と3,200円上昇しております。

【本レポートに関するお問い合わせ先】

株式会社エスネットワークス 公認会計士 橋本 卓也

Tel:03-5573-4661 / t-hashimoto@esnet.co.jp